

令和 3 年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 3 年第 3 回水巻町議会定例会は、令和 3 年 6 月 2 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 舩 津 宰

2 番 廣 瀬 猛

9 番 高 橋 恵 司

3 番 津 田 敏 文

10 番 入 江 弘

4 番 大 貝 信 昭

11 番 住 吉 浩 徳

5 番 岡 田 選 子

12 番 松 野 俊 子

6 番 中 山 恵

13 番 久保田 賢 治

7 番 古 賀 信 行

14 番 水ノ江 晴 敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産業環境課長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住宅政策課長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英次郎	学校教育課長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生涯学習課長	高 祖 睦
地域づくり課長	土 岐 和 弘	図書館・歴史資料館館長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 3 年 6 月 定例会 (第 3 回)

本会議 会議録

令和 3 年 6 月 2 日

水 巻 町 議 会

令和 3 年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 3 年 6 月 2 日

午前 10 時 00 分開会

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 3 年第 3 回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（白石雄二）

日程第 1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に 2 番 廣瀬議員、3 番 津田議員を指名いたします。

日程第 2 会期について

議 長（白石雄二）

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 6 月 18 日まで、17 日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって会期は、6 月 18 日まで 17 日間と決しました。

日程第 3 報告第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、報告第 4 号 水巻町税条例等の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 4 号 水巻町税条例等の一部改正の専決処分の報告について。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、水巻町税条例の急務を要する部分について、専決処分により改正したものです。

主な改正の内容は、まず、個人町民税について、住宅ローン控除の控除期間 13 年の特例措置の適用期限を、令和 3 年末までの入居から令和 4 年末までの入居に延長します。

次に、固定資産税については、土地に係る負担調整措置及び下落修正措置を令和 5 年度まで延長します。なお、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、令和 2 年度の課税標準額に据え置く措置を講じます。

また、軽自動車税については、軽自動車税の種別割等の税率区分の見直しが行われ、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。更に、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、営業用乗用車及び軽貨物自動車の種別においても重点化及び基準の切り替えを行った上で2年間延長します。

そのほかにも、項ずれの対応など所要の改正を行っています。

よろしくお願いいたします。

日程第4 報告第5号

議 長（白石雄二）

日程第4、報告第5号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第5号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について。

国から令和3年度の国民健康保険税の減免を行った場合の財政支援の継続が示されたことに伴い、新型コロナウイルス感染に関する国民健康保険税の減免について、早急に対応するため、本条例の急務を要する部分について、専決処分により改正したものです。

改正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などに対して、令和3年4月分以降の国民健康保険税の減免が引き続き可能となるようにするものです。

そのほかにも、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の定義規定を各個別の法律で規定するよう改正が行われたことに伴い、国の法律と同様に、新型コロナウイルス感染症の定義規定の改正を行っています。

よろしくお願いいたします。

日程第5 報告第6号

議 長（白石雄二）

日程第5、報告第6号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第6号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、令和2年度末に確定した収支に基づきまして、所要の補正を専決処分したものです。

この補正は、歳入の確定額や超過額及び歳出予算の不用額などをとりまとめ、令和2年度の一般会計予算を最終調整することを主な目的としています。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億850万円を減額し、144億3000万円としております。

歳入予算の主なものといたしまして、地方消費税交付金を 8705 万 9000 円、地方交付税を 8863 万 9000 円、財産収入を 3000 万円増額するなどしております。

また、減額につきましては、町税の法人町民税を 1400 万円、国庫支出金を 4507 万 5000 円、繰入金金を 5 億 3015 万 3000 円、町債を 7231 万 9000 円減額するなどしております。

歳出予算の主なものといたしましては、通学路安全対策工事や二町営住宅外部改善工事、釜ヶ谷急傾斜地斜面防災工事などの投資的経費を 6440 万円減額するほか、国民健康保険事業特別会計への繰出金 4000 万円、ＩＣＴ教育推進事業の学習用タブレット購入費 1200 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の水巻町内事業者持続化緊急支援金 3660 万円、水巻町家賃軽減支援金 2210 万円など、歳出予算の不用額を減額しております。

また、職員人件費としまして退職手当を 111 万 4000 円、水巻町減債基金の積立金を 5000 万円、水巻町公共施設等整備基金の積立金を 5000 万円、ふるさと応援基金の積立金を 689 万円、それぞれ増額しております。

なお、今回の補正予算で「丸ノ西・五反五歩線ＪＲ工事費負担金」につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないことから、繰越明許費の設定をしております。また、３月議会におきまして、繰越明許費の設定をいたしました、新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましては、ワクチン接種開始時期が遅れたことから、繰越金額を変更しております。

よろしくお願いいたします。

日程第 6 報告第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、報告第 7 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 7 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、令和 2 年度の国民健康保険事業特別会計におきまして、保険給付費等の確定に伴い、所要の補正を専決処分したものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 3830 万円を減額いたしまして、31 億 8360 万円としております。

歳出予算につきましては、保険給付費の確定に伴い、一般被保険者療養給付費を 1 億 3200 万円、一般被保険者療養費を 220 万円、一般被保険者高額療養費を 2370 万円それぞれ減額し、国民健康保険財政調整基金積立金を 3000 万円増額しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、健康診査の健診者数の減少に伴い、特定健康診査等事業費を 840 万円、予防対策費を 200 万円それぞれ減額しております。

歳入予算につきましては、一般被保険者国民健康保険税を 2700 万円増額するほか、保険給付費等交付金を 1 億 4800 万円減額、一般会計繰入金を 4000 万円減額、その他の繰越金を 2270 万円増額しております。

よろしくお願いいたします。

日程第 7 報告第 8 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、報告第 8 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 8 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、令和 2 年度の後期高齢者医療特別会計におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、所要の補正を専決処分したものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 130 万円を増額いたしまして、4 億 4060 万円としております。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を 130 万円増額しております。

歳入予算につきましては、後期高齢者医療保険料を 130 万円増額しております。

よろしくお願いいたします。

日程第 8 報告第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、報告第 9 号 令和 2 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 9 号 令和 2 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和 2 年度中の一般会計予算のうち、年度内に事業等の完了できなかった経費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。

よろしくお願いいたします。

日程第 9 議案第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 10 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 10 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について。

職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正により、国家公務員の服務の宣誓の際の手続きが

簡素化されたことに伴い、本町職員の服務の宣誓について定めた本条例について、同様の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 10 議案第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 11 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 11 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

行政不服審査法施行令の一部改正により、行政庁に提出する審査請求書等への審査請求人の押印が不要となりました。

これを踏まえ、固定資産の価格の不服審査申出の手続きについても同様に審査申出人の押印を不要とするため、本条例の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 11 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 12 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 12 号 水巻町税条例の一部改正について。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、水巻町税条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、個人住民税について、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、均等割並びに所得割の非課税の範囲に係る扶養親族の対象を、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定します。

また、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、令和 9 年度分まで適用期限の延長を行います。

固定資産税については、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設を行います。

また、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画について、特例期間を 2 年間延長します。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第 12 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 13 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 13 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の定義規定を各個別の法律で規定するよう改正が行われました。

これに伴い、本条例についても同様に、新型コロナウイルス感染症の定義規定の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第 13 議案第 14 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例について、字句の訂正など所要の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第 14 議案第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 15 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 15 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、令和 3 年 7 月より家庭的保育事業者等における諸記録の作成等について、書面に代えて、電磁的記録により対応することが可能となります。これに伴い、本条例においても、同様に書面に代えて電磁的記録による

対応を行うことを認める規定を追加するほか、字句の訂正など所要の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 15 議案第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、議案第 16 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 16 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子ども 1 人あたり 5 万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する事業のほか、町内における地域経済活性化対策と個人消費の拡大を目的に、福岡県と歩調を合わせたプレミアム率 20%のプレミアム付き商品券の発行事業など、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3400 万円を増額いたしまして、103 億 3400 万円としております。

歳出予算につきましては、総務費において、宝くじの社会貢献広報事業の一環であるコミュニティ助成事業について、当初の見込みの 1 件の事業採択に対し、2 件の事業が採択されたため、1 件分のコミュニティ事業助成金 250 万円を増額しています。

次に、民生費においては、福岡県の「地域密着型施設等整備補助金」を活用しまして、介護施設等に勤務する職員の宿舍を整備するための経費を支援する「介護施設等整備事業補助金」を 264 万円計上しています。また、消防用設備の定期点検において指摘のありました誘導灯の交換のための修繕料としまして、高齢者福祉センターに 40 万円、第二保育所に 16 万円をそれぞれ計上しております。

さらに、低所得の子育て世帯に対し、子ども 1 人あたり 5 万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する事業費 2550 万円及び事務費 280 万円を計上しています。

商工費においては、水巻町商工会が発行するプレミアム付き商品券発行事業の補助といたしまして「地域活性化事業補助金」を 2000 万円追加計上しております。

最後に、教育費ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、不特定多数の人で賑わう、町民プールにつきましては、本年度も事業中止を決定したことから、運営経費 2000 万円を減額しております。

歳入予算につきましては、国庫支出金 2830 万円、県支出金 264 万円、前年度繰越金 356 万円、諸収入 250 万円を増額し、使用料及び手数料 300 万円を減額しています。

よろしく、御審議をお願いします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 24 分 散会